



県 章

# 滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)  
6 月 6 日  
第 2948 号  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次 ( 印は、県例規集に登載するもの)

告 示	
木材業者および製材業者の登録 (森林政策課) .....	529
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (元気長寿福祉課) .....	531
道路区域の変更 (道路課) .....	531
滋賀県立アーチェリー場使用料の徴収事務の委託 (スポーツ健康課) .....	532
滋賀県立虎御前山教育キャンプ場使用料の徴収事務の委託 (スポーツ健康課) .....	532
振 興 局 等 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業所の所在地変更の届出 (南部) .....	532
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (南部) .....	532
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (湖東) .....	533
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (南部) .....	533
振 興 局 等 公 告	
軽油引取税免税証用紙無効公告 (東近江) .....	533
軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告 (東近江) .....	534
人 事 委 員 会 規 則	
滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 .....	534
人 事 委 員 会 告 示	
職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正 .....	534
職員の宿日直手当の支給に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関指定の一部改正 .....	534
公 安 委 員 会 告 示	
道路交通法による指定講習機関の代表者の氏名の変更 (運転免許課) .....	535
道路交通法による運転免許取得者教育を行う者の代表者の氏名の変更 (運転免許課) .....	535
公 安 委 員 会 公 告	
警備員指導教育責任者新規取得講習および追加取得講習開催公告 (生活安全企画課) .....	535
財団法人不動産適正取引推進機構公告	
平成 20 年度宅地建物取引主任者資格試験実施公告 .....	537
正 誤	

## 告 示

### 滋賀県告示第 348 号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例 (昭和 29 年 滋賀県条例 第 66 号) 第 5 条 第 1 項の規定に基づき、木材業者および製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および大津林業事務所に備え置き一般に供覧する。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

地 方 機 関 名	木 材 業 者		製 材 業 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
大津林業事務所	守山市播磨田町 752 - 1	株式会社近江建材センター 代表取締役 山本忠左衛門	大津市鳥居川町 8 - 4	株式会社下嘉材木店 代表取締役 下保博

守山市川田町 1134	丸栄木材 片山俊一	大津市昭和町 3 - 22	有限会社吉村木材 代表取締役 吉村健男
守山市幸津川町 1563	株式会社樋口建設 代表取締役 樋口昌久	大津市におの浜四丁目 1 - 20	滋賀南部森林組合 代表理事組合長 吉澤弘
守山市水保町 681	有限会社今井木材 代表取締役 今井浩二	大津市大石龍門五丁目 2 - 12	有限会社石山製材所 代表取締役 吉岡重樹
守山市洲本町 2184 - 2	株式会社大井商店 代表取締役 大井昭雄	大津市におの浜三丁目 4 - 46	膳所木材工業株式会社 代表取締役 中山次規
野洲市南桜 156	ナイス株式会社滋賀市場 市場長 梅原昭彦	大津市下阪本一丁目44 - 8	村田営林企業組合 理事長 村田善則
守山市小島町 1509	村春店 村上春太郎	大津市本堅田三丁目24 - 27	株式会社駒音 代表取締役 駒沢宜重
守山市洲本町 1590	有限会社ランパー拓 代表取締役 新道直美	大津市葛川坊村町 99	山形製材所 山形幸二
京都府向日市森本町佃 23	辻井木材センター株式会 社栗東営業所 代表取締役 辻井毅	大津市本堅田三丁目10 - 9	株式会社佐倉ボックス 代表取締役 北村専次
草津市下笠町 1578	山田建材 山田芳彦	大津市本堅田五丁目6 - 29	澤製材所 代表 澤孝
草津市矢橋町 287	丸寛森林土木有限会社 代表取締役 中本康裕	大津市衣川三丁目 2 - 37	株式会社伊藤源 代表取締役 伊藤誠
草津市大路二丁目 6 - 2	森田産業株式会社 代表取締役 森田薫	守山市今宿一丁目 1 - 18	株式会社森川商店 代表取締役 森川武司
栗東市高野 634	小原木材 小原太次郎	守山市今宿二丁目 3 - 21	倉野木材市場 倉野恵長
栗東市荒張 276 - 4	三浦林業 三浦弥栄造	野洲市堤 296 - 2	京彦木材株式会社 代表取締役 京喬
栗東市霊仙寺六丁目12 - 28	大興木材工業株式会社 代表取締役 千里篁	野洲市堤 2077 - 1	松耕製材株式会社 代表取締役 松本耕一
大津市秋葉台 26 - 15	有限会社濱野材木店 代表取締役 濱野美朗	野洲市比江 992 - 1	津田木材株式会社 代表取締役 津田富造
大津市錦織二丁目 8 - 5	青木材木店 青木一郎	守山市赤野井町 176	株式会社三利木材 代表取締役 三品東洋一
大津市打出浜 3 - 8	寺田木材株式会社 代表取締役 寺田利彦	野洲市永原 1093	上田産業株式会社 代表取締役 上田崇司
大津市中央四丁目 6 - 41	澤村木材株式会社 代表取締役 澤村英一	守山市赤野井町 688	株式会社三品幸材木店 代表取締役 三品裕通
大津市雄琴北一丁目19 - 1	大津オカモト 岡本淳夫	守山市赤野井町 747 - 2	中井木材株式会社 代表取締役 中井良雄
大津市観音寺 9 - 3	坂口材木店 坂口勇次	栗東市蜂屋 402 - 3	有限会社高田製材所 代表取締役 高田治
大津市大平一丁目 3 - 20	株式会社大津建材センター 代表取締役 川端徹	草津市青地町 111 - 1	東洋製材 我孫子重一
大津市瀬田神領町 40 - 3	株式会社シガモク 代表取締役 岡角翼次	栗東市上砥山 2247 - 8	金勝製材株式会社 代表取締役 山元隆彦
大津市際川四丁目 13 - 24	有限会社川長商店 取締役 長尾幸一	栗東市手原一丁目 6 - 11	中村製材有限会社 代表取締役 中村喜代彦
大津市小関町 4 - 24	有限会社徳永林業 代表取締役 徳永隆男	栗東市下戸山 1560	栗東木材株式会社 代表取締役 田中光子
大津市北大路三丁目11 - 22	金丸林産有限会社 取締役 上村一男	栗東市下戸山 972	小松林業株式会社 代表取締役 小松敏夫
栗東市下戸山 1343	有限会社山越林業 代表取締役 小谷晶則	草津市草津一丁目 15 - 5	長谷川製材 長谷川忠良

大津市仰木二丁目 17 - 5	浅野緑化 代表 浅野利夫	大津市伊香立下在地町 1124	有限会社川井製材 代表取締役 川井克己
大津市伊香立下龍華町 588	山次木材 山中次夫	大津市仰木五丁目 1 - 9	株式会社仰木工業 代表取締役 岩見修夫
大津市仰木二丁目 1 - 1	上坂木材 上坂幸市	栗東市荒張 984	株式会社中西製材所 代表取締役 中西倫一
大津市におの浜四丁目 1 - 20	滋賀県森林組合連合会 代表理事長 松山正己	大津市秋葉台 8 - 10	寿木材工業株式会社 代表取締役 結城久喜
大津市堅田一丁目 1 - 5	湖都銘木 浅田直喜		
野洲市行畑二丁目 11 - 8	株式会社山本材木店 代表取締役 山本清秀		

滋賀県告示 第 349 号

介護保険法 (平成 9 年法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条 第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社滋賀介護プラザ	大津市粟津町 1 - 18	株式会社滋賀介護プラザ 清算人 坂谷達也	大津市粟津町 1 - 18	特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	2570100277	平成 20. 3.31
輝生会デイサービス楽寿	大津市大萱 1 - 5 - 28	医療法人輝生会 理事長 小西洋子	大津市大萱 1 - 5 - 28	通所介護 介護予防通所介護	2570100475	平成 20. 5.12

滋賀県告示 第 350 号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 20 年 6 月 6 日から平成 20 年 6 月 20 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延 長	備 考
県道	野洲甲西線	湖南省菩提寺字川尻 2619 番 1 地先から 湖南省菩提寺字川尻 2631 番 4 地先まで	変更後	最小 6.4 m と 最大 15.1 m	264.0 m	道路改良工事 (う回路の設置) に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前のとおり
		湖南省菩提寺字川尻 2619 番 1 地先から 湖南省菩提寺字川尻 2635 番 5 地先まで		最小 8.9 m と 最大 38.7 m		

	湖南省菩提寺字川尻 2619 番 1 地先から	変更前	最小 8.9 m	304.6 m
	湖南省菩提寺字川尻 2635 番 5 地先まで		最大 38.7 m	

滋賀県告示 第 351 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、滋賀県立アーチェリー場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 愛荘町
- 2 委託事務の内容 滋賀県立アーチェリー場使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示 第 352 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、滋賀県立虎御前山教育キャンプ場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 虎姫町
- 2 委託事務の内容 滋賀県立虎御前山教育キャンプ場使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

振 興 局 等 告 示

滋賀県南部振興局告示 第 23 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県南部振興局長 山 田 光 二

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
介護相談室けんこう屋	守山市守山二丁目 16 番 14 - 403	守山市守山二丁目 11 - 17	有限会社けんこう屋 代表取締役 井上和法	訪問介護 介護予防訪問介護	2570700308	平成 20. 5. 7

滋賀県南部振興局告示 第 24 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条 第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県南部振興局長 山 田 光 二

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号

ディサービス 一歩	草津市矢橋町 115 - 4	特定非営利活動法 人ケアステーション一歩 理事長 小西峰生	野洲市久野部 150 番地 73	通所介護 介護予防通 所介護	平成 20. 6. 1	2570600680
--------------	-------------------	-------------------------------------	---------------------	----------------------	-------------	------------

## 滋賀県湖東地域振興局告示 第 18 号

介護保険法 (平成 9 年法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条 第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

事業所の 名称	事業所 の所在地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所在地	サービスの 種類	介護保険 事業所番号	廃止年月日
(株) 平和堂 彦根銀座店	彦根市銀座町 6 番 10 号	株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和	彦根市小泉町 31 番地	福祉用具貸 与 介護予防福 祉用具貸与	2570200200	平成 20. 1. 1

## 滋賀県南部振興局告示 第 25 号

介護保険法 (平成 9 年法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県南部振興局長 山 田 光 二

事業所の 名称	事業所 の所在地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所在地	介護保険 事業所番号	廃止年月日
湖南市居宅介護 支援事業所	湖南市中央一丁目 1 番地	湖南市 市長 谷畑英吾	湖南市中央一丁目 1 番地	2572300123	平成 20. 3. 31

## 振 興 局 等 公 告

## 軽油引取税免税証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

免税証 の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者 の所在地および氏名 (名称)	亡失年月日
100 リットル券	農業	270273	1	平成 19. 8. 29 、 平成 20. 7. 31	東近江市八日市町 1 - 17 グリーン近江農業協同組合	平成 20. 5. 19
50 リットル券	農業	270274	1	平成 19. 8. 29 、 平成 20. 7. 31	東近江市八日市町 1 - 17 グリーン近江農業協同組合	平成 20. 5. 19
20 リットル券	農業	270275	1	平成 19. 8. 29 、 平成 20. 7. 31	東近江市八日市町 1 - 17 グリーン近江農業協同組合	平成 20. 5. 19

軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。  
平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 きよ子

業 種	記 号 ・ 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名 (名称)	亡 失 年 月 日
農 業	滋 賀 県 第 17 - 2 - 1577 号	平成 18. 3. 9 ? 平成 20. 8. 28	東近江市下麻生町 168 古川茂雄	平成 20. 5. 19
農 業	滋 賀 県 第 19 - 2 - 0779 号	平成 19. 8. 29 ? 平成 21. 8. 28	東近江市山上町 2788 山川平兵衛	平成 20. 5. 19

人 事 委 員 会 規 則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県人事委員会委員長 市 木 重 夫

滋賀県人事委員会規則 第 17 号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 (昭和 49 年 滋賀県人事委員会規則 第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 9 項 第 1 号中「または同条 第 4 項」を「、同条 第 4 項に規定する有害物質保管移送施設または同条 第 5 項」に改める。

付 則

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

滋賀県人事委員会告示 第 3 号

平成 6 年 滋賀県人事委員会告示 第 5 号 (職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定) の一部を次のように改正する。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県人事委員会委員長 市 木 重 夫

第 2 項中 「滋賀県立八幡養護学校  
滋賀県立八日市養護学校」 を「滋賀県立野洲養護学校」に改める。

付 則

この告示は、平成 20 年 6 月 6 日から施行し、改正後の平成 6 年 滋賀県人事委員会告示 第 5 号は、同年 4 月 1 日から適用する。

滋賀県人事委員会告示 第 4 号

平成 6 年 滋賀県人事委員会告示 第 6 号 (職員の宿日直手当の支給に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関指定) の一部を次のように改正する。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県人事委員会委員長 市 木 重 夫

「滋賀県立八幡養護学校  
滋賀県立八日市養護学校」 を「滋賀県立野洲養護学校」に改める。

付 則

この告示は、平成 20 年 6 月 6 日から施行し、改正後の平成 6 年滋賀県人事委員会告示第 6 号は、同年 4 月 1 日から適用する。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第 47 号

道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 108 条の 4 第 1 項の規定に基づき指定した指定講習機関のうち、次の者からその代表者を変更する旨の届出があった。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

指定講習機関の名称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
株 式 会 社 膳 所 自 動 車 教 習 所	吉 村 武 司	吉 村 武 大	平成 20 年 5 月 16 日

滋賀県公安委員会告示第 48 号

道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 108 条の 32 の 2 第 1 項の規定に基づき運転免許取得者教育の認定を受けた者のうち、次の者からその代表者を変更する旨の届出があった。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

認定を受けた者の名称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
株 式 会 社 膳 所 自 動 車 教 習 所	吉 村 武 司	吉 村 武 大	平成 20 年 5 月 16 日

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。) 第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 6 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務 (以下「2 号警備業務」という。)
- 2 講習日時
  - (1) 新規取得講習 平成 20 年 7 月 7 日 (月) から同年 7 月 14 日 (月) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 6 日間の午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 追加取得講習 平成 20 年 7 月 10 日 (木) および同年 7 月 11 日 (金) の 2 日間の午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 修了考査 平成 20 年 7 月 17 日 (木) 午前 9 時から 100 分間。ただし、追加取得講習については、午前 9 時から 35 分間
- 4 講習場所 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 4 階大津市ふれあいプラザ
- 5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて 30 人
- 6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年 国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習等規則」という。) 第 5 条および第 6 条に規定する講習事項
- 7 受講対象者
  - (1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「資格者証等」という。) の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものと

する。

ア 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年 国家公安委員会規則 第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

ウ 検定規則 第 4 条に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則 第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年 国家公安委員会規則 第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。) に合格した者

オ 旧検定規則 第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、2 号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定 (2 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

エ 2 号警備業務に係る旧 1 級検定に合格した者

オ 2 号警備業務に係る旧 2 級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

8 受付期間 平成 20 年 6 月 16 日 (月) から同年 6 月 27 日 (金) まで (土曜日および日曜日を除く。) とする。ただし、定員に達し次第締め切る。

9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

10 申込方法 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真をちょう付した警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通に、次の (1) または (2) に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 7 (1) のアに該当する者については、2 号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) および履歴書

イ 7 (1) のイに該当する者については、1 級の検定に係る合格証明書の写し

ウ 7 (1) のウに該当する者については、2 級の検定に係る合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7 (1) のエに該当する者については、旧検定規則 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定に係る合格証の写し

オ 7 (1) のオに該当する者については、旧検定規則 第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定に係る合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 7 (2) のアに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 7 (2) のイに該当する者については、資格者証等の写しおよび 2 号警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し

ウ 7 (2) のウに該当する者については、資格者証等の写し、2 号警備業務に係る 2 級検定合格証の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7 (2) のエに該当する者については、資格者証等の写しおよび 2 号警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し

オ 7 (2) のオに該当する者については、資格者証等の写し、2 号警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写しおよび警備業務従事証明書

11 手数料 申込時に次の受講料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。

(1) 新規取得講習 38,000 円

(2) 追加取得講習 14,000 円

なお、納入した受講料は、講習申込み受付後は、受講申込みを取り消した場合または講習を受けなかった場合等でも還付しない。

- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 本講習については、社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問い合わせ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 077 - 522 - 1231 内線 3026) または各警察署の生活安全課

## 財団法人不動産適正取引推進機構公告

## 平成 20 年度宅地建物取引主任者資格試験実施公告

宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号) 第 16 条の 2 第 1 項の規定による滋賀県知事の委任に係る平成 20 年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 6 月 6 日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

- 1 試験の日時 平成 20 年 10 月 19 日 (日) 午後 1 時から午後 3 時まで (宅地建物取引業法第 16 条第 3 項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの (宅地建物取引業法施行規則第 10 条の 5 第 6 号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。) については、午後 1 時 10 分から午後 3 時まで)
- 2 試験の場所 試験会場については、受験申込受付時に指定する。
- 3 試験の内容
  - (1) 内容 おおむね次に掲げる事項について行う。
    - ア 土地の形質、地積、地目および種別ならびに建物の形質、構造および種別に関すること。
    - イ 土地および建物についての権利および権利の変動に関する法令に関すること。
    - ウ 土地および建物についての法令上の制限に関すること。
    - エ 宅地および建物についての税に関する法令に関すること。
    - オ 宅地および建物の需給に関する法令および実務に関すること。
    - カ 宅地および建物の価格の評定に関すること。
    - キ 宅地建物取引業法および同法の関係法令に関すること。ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。
  - (2) 出題法令 平成 20 年 4 月 1 日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法および出題数
  - (1) 方法 4 肢択一式の筆記試験による。
  - (2) 出題数 50 問 ただし、登録講習修了者については、45 問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別および学歴に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 受験申込み
  - (1) インターネットによる申込み
    - ア 試験案内の掲載
      - (ア) 掲載期間 平成 20 年 7 月 1 日 (火) から平成 20 年 7 月 15 日 (火) まで
      - (イ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>)
    - イ 申込期間 平成 20 年 7 月 1 日 (火) 午前 9 時 30 分から平成 20 年 7 月 15 日 (火) 午後 9 時 59 分まで
    - ウ 申込方法
      - (ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項 (登録講習修了者については、登録講習修了者証明書 (修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの) に記載されている登録講習機関の登録番号および修了番号を含む。) を入力する。
      - (イ) 写真ファイル (平成 20 年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもので J P E G 形式のもの) を添付する。
    - エ 受験手数料 7,000 円  
財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードによりまたはコンビニエンスストアより納入する (事務手数料は、本人負担とする。)
  - (2) 郵送による申込み
    - ア 試験案内および受験申込書の配布

- (ア) 配布期間 平成 20 年 7 月 1 日 (火) から平成 20 年 7 月 31 日 (木) まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)
- (イ) 配布場所 社団法人滋賀県宅地建物取引業協会 (大津市京町三丁目 1 番 3 号 逢坂ビル 4 階)、滋賀県土木交通部住宅課、大津土木事務所、各地域振興局および各県事務所建設管理部ならびに紀伊國屋書店大津パルコ店

イ 申込期間 平成 20 年 7 月 1 日 (火) から平成 20 年 7 月 31 日 (木) までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

ウ 提出書類

- (ア) 受験申込書 (受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書または銀行振込受付証明書をちょう付したもの)

- (イ) 写真 1 葉 (平成 20 年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートル。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが 3.2 センチメートル以上 3.6 センチメートル以下の大きさのもの)

- (ウ) 登録講習修了者については、(ア) および (イ) に加えて登録講習修了者証明書 (修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの)

エ 受験手数料 7,000 円

受験申込前に、所定の振替用紙または銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行 (郵便局) または財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと (払込手数料は、本人負担とする。)

オ 郵送先および郵送方法 社団法人滋賀県宅地建物取引業協会 (大津市京町三丁目 1 番 3 号 逢坂ビル 4 階) あて、配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

- (1) 発表の期日 平成 20 年 12 月 3 日 (水)
- (2) 発表の方法 合格者氏名の滋賀県庁前および湖北地域振興局木之本建設管理部掲示板への掲示、各地域振興局および各県事務所 (行政情報コーナー) での供覧ならびに本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先 社団法人滋賀県宅地建物取引業協会 TEL (077) 524 - 5456

正 誤

平成 20 年 5 月 13 日付け号外目次中

ページ	行	誤	正
1	10	平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施公告 (教育総務課)	平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施公告 (教職員課)

平成 20 年 5 月 30 日付け第 2945 号大規模小売店舗の変更の届出の公告中

ページ	行	誤	正
507	下から 23	(1) 増床に関わる変更 平成 20 年 1 月 15 日	(1) 増床に関わる変更 平成 21 年 1 月 15 日